

## 水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る 総量規制基準の一部改正（案）

### 【概要】

水質汚濁防止法に基づく第9次総量削減計画において、令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度の2年間、実施した「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」について、次期総量削減計画を策定する令和9（2027）年度まで継続するため、総量規制基準を一部改正する。

### 【改正内容】

矢作川・豊川浄化センターに限り、濃度基準（C値）を国が定めた範囲の上限値に緩和する期間について、「令和6年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和9年3月31日まで及び同年9月1日から令和10年3月31日までの期間」に改める。

	現行	改正案
総量削減計画	（2）水質改善に資する漁業活動の推進 （前略）県の豊川浄化センター及び矢作川浄化センターにおいて、期間を限定して、栄養塩類管理運転（窒素・りんの排出濃度を環境省告示で示された上限値まで例外的に適用した排水基準内での排出量増加運転）を試行することにより、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験を行う。	（改正なし）
総量規制基準（告示）	<p>【209 下水道業 備考】 矢作川浄化センター・豊川浄化センターでの社会実験の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年11月1日～令和5年3月31日</li> <li>・令和5年9月1日～令和6年3月31日</li> </ul> <p>社会実験中のC値（国のC値範囲上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素 20mg/L</li> <li>・りん 2mg/L</li> </ul>	<p>【209 下水道業 備考】 矢作川浄化センター・豊川浄化センターでの社会実験の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年9月1日～令和7年3月31日</li> <li>・令和7年9月1日～令和8年3月31日</li> <li>・令和8年9月1日～令和9年3月31日</li> <li>・令和9年9月1日～令和10年3月31日</li> </ul> <p>社会実験中のC値（国のC値範囲上限）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素 20mg/L</li> <li>・りん 2mg/L</li> </ul>